



令和4年9月12日

兵庫労働局長
鈴木一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 0 0 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 4 年 12 月 1 日